

# HRM 協会 会員規約

## 第 1 条 (会員規約)

1. HRM 協会 会員規約 (以下「本規約」といいます。)は、現在及び将来において、一般社団法人 HRM 協会 (以下「当会」といいます。)が提供するサービス (以下「本サービス」といいます。)に関して、本サービスをご利用される全ての会員に対して適用するものであり、本サービスをご利用になられる全ての会員は本規約に拘束され、この内容を遵守しなければならないものとします。

2. 本規約とは別に、本サービスの提供・利用について設けられる利用規約やガイドラインや通知等は、本規約と一体をなすものであり、かかる通知等が本規約の内容と異なる場合には、通知等の内容が優先して適用されます。

## 第 2 条 (規約の変更)

1. 当会は、会員に事前の連絡を行うことも、承諾を得ることも無しに、必要に応じて、随時、本規約の内容を変更・改訂することができるものとします。本規約を変更・改訂した際には、当会は会員に対し、メール等で通知するものとし、その効力は当該通知の翌日から生じるものとします。

2. 本規約の変更・改訂に同意できない会員は、当会所定の手続きを取ることににより、本サービスを退会することができるものとします。ただし、前項の通知後に本サービスを利用した会員及び通知の日から 1 週間以内に退会手続きを取らなかった会員については、当該変更・改訂を承諾したものとみなします。

## 第 3 条 (会員の種類)

1. 会員は 3 種類です。  
個人会員、法人会員ならびに賛助会員

2. 会員が利用可能なサービスおよび特典を第 1 2 条に定めます。

## 第 4 条 (入会の申込み)

1. 本サービスのご利用を希望する方は、所定の方法により、当会に対して入会申込みを行うものとし、入会申込みの時点で、本規約を承諾したものとします。

2. 当会は入会申込みに対し、速やかに必要な審査・手続きを行い、入会を承諾するかどうか理事会の判断を行います。

## 第 5 条 (入会の承諾・不承諾)

1. 当会が入会を承諾した場合、申込者は当会が指定する口座に入会金および年会費を現金あるいはお振込みいただくものとします。なお、振込手数料等は申込者の負担となります。

2. 当会が入会を承諾しなかった場合事前に通知し、入会申込みは申込日に遡ってなかったものとして取り扱い、既に入会金および年会費が入金されていた場合には、当会

が入会を承諾しないとの判断を行った日から 1 ヶ月以内に当該費から振込手数料等を控除した額を返金します。

3. 前項に該当する場合を除き、お支払いいただいた入会金および年会費については返金しないものとします。

## 第 6 条 (会員契約の成立)

当会が入会申込を承諾した翌月 1 日をもって、会員契約が成立するものとします。

## 第 7 条 (サービス提供の開始)

会員契約成立日から本サービスの提供を開始するものとします。

## 第 8 条 (譲渡禁止等)

本契約成立後に得られた本サービスの利用資格は、会員のみのものであり、会員は、本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利の全部又は一部を第三者に有償・無償を問わず譲渡したり、当該資格を第三者と共有してはならず、又、第三者に貸与したり、名義変更をしたり、質権その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

## 第 9 条 (申込内容の変更)

会員は、申込時の内容に変更が生じた場合、所定の方法により、当社に対し変更事項を直ちに届け出るものとします。

## 第 10 条 (会員 ID 及びパスワードの管理)

1. 本サービスの利用に関して会員に ID 及びパスワード(以下「ID 等」といいます。)が付与される場合、会員は、ID 等を管理する責任を負います。

2. ID 等の譲渡、名義変更はできません。

3. 当会は、ID 等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。

4. 会員は、ID 等を忘れた場合や第三者に知られた場合には、速やかに当会に届け出るものとします。

## 第 11 条 (禁止事項)

会員は本サービスの利用にあたり以下の行為を行ってはならないものとします。

ア、当法人の定款又は規則に違反した行為。

イ、当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為。

## 第 12 条 (会員が受けられるサービスおよび特典)

本規約に基づき、会員が 当会から受けられるサービスおよび特典は下記のとおりです。

ア、ソーシャルプロジェクトの提案  
イ、ソーシャルプロジェクトへの参加  
ウ、フォーラム、セミナー、イベント参加費の特別割引 (法人会員、賛助会員は各会 3 名まで)  
エ、メルマガ定期購読

ホ、アジアを活動基盤とする非営利団体への賛助

カ、推薦図書贈呈 (入会時のみ)

## 第 13 条 (契約期間及び契約の更新)

1. 会員契約期間は、会員契約成立の翌月 1 日からの 1 年間とします。

2. 契約期間満了の日の 1 ヶ月前までに会員へ通知し、会員より会員契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、会員契約は自動的にさらに 1 年間延長されるものとし、その後も同様とします。

## 第 14 条 (退会)

1. 前条の契約期間中に、退会を希望する会員は、所定の方法により退会を申し出るものとします。

2. 当会が前項の申し出を受け、退会の手続きが完了した日の属する月の翌月末日を退会日とし、本サービスの利用を停止するものとします。

3. 本サービスの受付は、退会日の属する月の末日 17 時までとし、それ以降にお申込まいただいた本サービスの提供はしないものとします。

4. 当会において、会員の解散等による消滅・死亡の事由を知り得た場合には、その時点において、第 1 項で定める申し出があったものとみなします。

## 第 15 条 (当会からの通知)

1. 当会は、会員に対する通知を、ホームページ掲載、又は会員に対する個別の電子メールの送信により行います。なお、会員への個別の電子メールの送信による場合は、当社会員が会員情報に登録されている電子メールアドレスへ通知を行えば足りるものとします。

2. 前項の通知は、通知を HRM ホームページへ掲載する方法のみによる場合には、当会が当該通知の内容を HRM ホームページ上で掲載を行い、その効力は当該通知の翌日から生じるものとします。

3. 会員は、前記各項及びその他の方法により当会が通知する内容について、自己の責任において確認することとし、その確認を怠ったことにより生じうる会員の損害に関して当会は一切責任を負わないものとします。

## 第16条 (料金)

1. 会員は、当会に対し、本サービスを利用するための入会金および年会費を第17条で定める支払方法によって支払うものとします。なお、第13条に基づき契約が更新された場合も、同様の条件にて支払うものとします。

2. 会員の入会金および年会費は下記の通りとします。(金額はすべて税込)

〈本サービスの入会金並びに年会費〉

- ・個人会員：
  - 入会金 4,000 円
  - 年会費 6,000 円
- ・法人会員：
  - 入会金 10,000 円
  - 年会費
    - 10,000 円 (非営利団体)
    - 30,000 円 (社員・職員が 99 名以下の団体および法人)
    - 60,000 円 (社員・職員が 100 名以上の団体および法人)
- ・賛助会員：
  - 一口 100,000 円
  - \*一口以上をお願いします。

初回分年会費は、第6条で定める会員契約成立日の属する月の翌月分から発生するものとします。

4. 当会は、年会費その他利用契約に基づき、会員に対して有する債権の請求及び受領行為を第三者に委託できるものとします。

5. 当会と会員契約が解除・契約期間の満了等により終了した場合においては、その終了事由の如何を問わず、会員がその時点までに支払った年会費の金銭について、当会が会員に返還を行う義務を有しないものとします。

## 第17条 (料金支払方法)

入会金および年会費は、現金あるいは当会指定の金融機関の預金口座へお支払いいただくものとします。指定預金口座へお振込みの場合、本サービス提供月の前月 26 日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)までにお支払いいただくものとします。尚、振込み手数料は会員の負担になります。

## 第18条 (サービスの停止)

1. 会員が入会金および年会費を入会契約日から 2 ヶ月が過ぎても支払わない場合、本サービスの利用を停止します。

2. 会員からの支払いを当会が確認できた場合、確認できた日の属する月の翌月 1 日から本サービスの利用を再開します。

## 第19条 (会員資格の喪失)

1. 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- ア、会員が、退会したとき。
- イ、会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ウ、死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又

は解散したとき。

- エ、2 ヶ月以上会費を滞納したとき。
- オ、除名されたとき。

2. 会員が、会員資格を喪失した場合には、速やかに会員証を廃棄するものとします。

## 第20条 (会員の責任)

1. 会員は、本サービスを自身の責任において利用するものとし、本サービスのご利用を通じてなされたご自身の行為又はこれに関連・付随する行為により、第三者から何らかのクレームや問い合わせを受けた場合には、ご自身の費用と責任において、これを処理解決するものとし、当会や他の会員に何らの迷惑や損害を及ぼさないようにしなければならぬものとします。

2. 会員は、第11条の1つにでも該当する場合、又はその他の各条項の1つにでも違反した場合には、期限の利益を喪失し、当該時点で発生している年会費その他の債務等当会に対して負担する債務の一切を一括して直ちに、弁済するものとし、又、当会及び第三者に損害を与えた場合には、ご自身の責任と費用において、その損害を賠償しなければならないものとします。

## 第21条 (資料提出などの協力)

会員が本規約に基づき当会より第12条のサービスを受ける際には、当該サービスの提供に必要な情報を当会に提示し、当会の求めに従い必要な資料を提供するものとします。

## 第22条 (秘密保持及び個人情報の取扱い)

1. 当会は、前条の資料について厳に秘密を保持するものとします。

2. 当会は、本サービスの提供において知り得た個人情報を、以下の各号の場合を除いて、第三者へ開示、提供しないこととします。

- ア、会員から事前に書面による同意を得た場合
- イ、当会に対する債務が完済となっていない場合
- ウ、裁判所の令状に基づき開示を求められた場合
- エ、法律及びその他の法令に基づく場合

3. 当会は、会員の個人情報を次の利用目的の範囲内で利用します。なお、別で利用目的を定めている場合は、その利用目的を含みます。

- ア、本サービスの提供、その他、問い合わせへの対応、利用に関する手続きのご案内
- イ、内および各種情報提供等の会員へのサポート
- ウ、料金請求
- エ、本サービスや当会サービスの改善等に役立てるための各種アンケートの実施
- オ、本サービスの利用状況や属性等に応じた新たなサービス開発のため
- カ、その他、本サービスの提供に必要な業務
- キ、会員から寄せられたご意見・ご要望への対応

4. 当会は、この会員規約を遵守させることについて一切の責任を負うものとします。

## 第23条 (第三者への委託)

当会は、当該業務の一部又は全部を第三者に委託できるものとします。その際に、必要な情報を外部委託事業者等に開示できるものとします。

## 第24条 (合意管轄)

本規約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の唯一の管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## 第25条 (解釈の疑義など)

本規約について疑義、紛争が生じた時、又は本規約に記載のない事項については、会員と当社の間で協議の上、円満迅速に解決するものとします。

## 第26条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとします。

## 附 則

この会員規約は 2010 年 4 月 1 日から実施します。